

保険医療機関における揭示

厚生労働大臣の定める揭示事項（2025 年 2 月 1 日現在）

機能強化加算について

当診療所は、かかりつけ医として次のような診療を行います。

- 1.他の医療機関で処方されているものを含めて、服薬状況などを踏まえたお薬の管理を行います。
- 2.必要に応じて、専門医や専門医療機関に紹介をします。
- 3.健康診断の結果など、健康管理に係わる相談に応じます。
- 4.保健・福祉サービスに係わる相談に応じます。
- 5.夜間休日等の受診先についての情報を提供します。

かかりつけ医機能を有する医療機関については、医療情報ネット

(<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2340/initialize>)で検索できます。

医療情報の活用について

当診療所は、オンライン資格確認に対応しています。

患者の同意のもと、オンライン資格確認等システムを用いて他の医療機関での処方内容やこれまでの特定健診結果を確認し、診療に活用することが可能です。

外来後発医薬品使用体制加算について

- 1.後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。
- 2.医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しています。
- 3.医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があることがあります。変更する場合には受診された方に十分に説明します。

明細書の発行について

領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

時間外対応加算について

当診療所を継続的に受診している患者様からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる体制を整えております。標榜時間外における電話でのお問い合わせは「070-2023-4118」におかけください。

※緊急を要さない問い合わせに関しては、診療時間内にお問い合わせください。

一般名での処方について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある薬について、特定の商品名ではなく医薬品の有効成分をもとにした一般名処方を行っております。一般名処方により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。当診療所では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。

また、当診療所は医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備しております。

状況によっては、処方される薬が変更となる可能性がございます。ご不明な点や心配なことなどがありましたら、薬剤師またはお近くの職員までご相談ください。

情報通信機器を用いた診療について

当診療所では、情報通信機器を用いた診療の初診の場合には向精神薬を処方することはできません。

医療 DX 推進体制整備加算について

当診療所は、

- 1.オンライン請求を行っています。
- 2.オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 3.電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- 4.電子処方せんの発行については現在整備中です。
- 5.電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です。
- 6.マイナンバーカードの健康保険証利用に対応しております。
- 7.医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得、および、活用して診療を行うことを目指します。

生活習慣病管理料Ⅱについて

当診療所では、糖尿病・高血圧・高脂血症（脂質異常症）で治療中の患者様に対し、生活習慣病療養計画書を作成して治療をおこなっております。

患者様の状態に応じ、

- ・リフィル処方せん交付
- ・28日以上の長期の投薬

が対応可能か担当医が判断いたします。